

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2025年3月5日

②施設・事業所情報（2025年2月1日現在）

名 称：	銘苅こども園	種別：	公私連携幼保連携型認定こども園
理 事 長：	立津 源徳	定員（利用人数）：	110(79)名
代表者氏名：	仲宗根 悠子		
所 在 地：	那覇市銘苅2丁目3番20号		
TEL：	098-860-7239	ホームページ：	hotokufukushikai.sub.jp/mekarukodomo/
【施設・事業所の概要】			
開設年月日： 2016年 4月 1日			
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 報徳福祉会			
職 員 数	常勤職員：	15名	非常勤職員： 5名
専 門 職 員	(専門職の名称)		
	保 育 教 諭	10名	保 育 士 名
	看 護 師	1名	子育て支援員 1名
	幼稚園教諭	1名	
施設・設備の概要	教育・保育室、電解水設備（酸性水・アルカリ水）、組み立て式プール、絵本コーナー、屋外遊戯場（屋上・園庭）、厨房、配膳室、屋内クーラー完備、安全監視カメラ、警備システム、防犯ベル、耐震構造、職員室		

③理念・基本方針

<法人理念>

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項の遵守 子どもの最善の利益を考慮し、行動（支援）すること 夢の実現へ向けて努力できる子どものために、行動（支援）すること

<園の理念>

社会福祉法人報徳福祉会の運営する認定こども園は、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために日々、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけながら相互に啓発するものである。

<教育・保育方針>

子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを重視し「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に依拠する。職員が教育及び保育に臨む基本的な姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく教育及び保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童

の最善の利益を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、より良い教育及び保育のために努力研鑽することを基本とする。

- 1 子どもの健康と安全を基本にして、保護者の協力の基に、児童の教育及び保育を行う
- 2 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る
- 3 豊かな人間性をもった子どもを育成する
- 4 教育や保育に関する要望や意見、相談に関しては、わかりやすい用語で説明をして、児童福祉施設としての社会的責任を果たす

＜教育及び保育目標＞

『体』健康で明るい子—心と身体の調和のとれた、元気で明るく活動性豊かな子

『知』かしこい子—よく考え工夫する創造性豊かな子

『情』やさしくおもしろいのある子—お友達を大切にし、動物や自然などを愛し、情緒の豊かな子

『意』意思の強い子—意欲的に取り組み、粘り強く、自発性が豊かな子

④施設・事業所の特徴的な取組

銘苅こども園は、那覇市の第1期公私連携幼保連携型認定こども園公募に参画し、平成28年に公立幼稚園を移行して開所し、県内でも先駆的に取り組んできた。運営する法人は、公私連携型認定こども園2園と保育所4か所、放課後児童クラブを運営している。住宅街に立地し、大規模公園、消防署、庁舎等が近隣にあり、子育てに適した環境が整備された地域となっている。同一敷地内にある小学校と連携して連続性を意図した実践を行っている。教育・保育の特色には、年長児を中心に和太鼓の演奏に取り組みその集大成として「ミュージック・フェスティバル」（全日本幼児教育連盟主催）への参加がある。また「たたずまい教育」を基盤とした話を聴く力・頑張る力・忍耐力・集中力を養うことを目指し、日々の教育・保育を実践している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年10月26日～2025年6月18日
	2025年6月18日（評価結果確定日）
受 審 回 数 （前回の受審時期）	3回目（2021年）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 「和太鼓」に継続して取り組んでおり、子どもの成長へとつなげていく教育・保育が展開されている。

園の教育・保育の特徴である和太鼓では、年齢ごとの表現活動が楽しめるように工夫されたプログラムが作成されている。和太鼓の稽古に取り組んできた年長組が技術の高い姿を披露することで、年少・年中組は「あんな風に演技できるようになりたい」と憧れの意識を持つようになっている。最初は興味を示さなかった子どもも「やってみたい」「がんばってみよう」と主体的に取り組むようになることで、楽しみながら心身の様々な側面の資質・能力をはぐくむ場となっている。年長組はそれらによる自信を得て、自らの成長を実感することができる。こども園として継続して和太鼓の活動を実践することにより、教育・保育目標達成のためのサイクルが機能する取り組みとなっている。

2. 災害発生時等への対応において関連機関との連携体制が整備されている。

こども園では、災害時における子どもの安全確保のため、防災計画を策定し危機管理（防災、防御、避難）と危機回避（指導、訓練、危機回避）の2つの観点を踏まえた避難訓練計画を策定している。消防署が近隣にある立地であるため、日頃から子どもと消防署の交流も多く、年に1～2回は消防署指導等の協力を得て避難訓練を実施している。また幼年消防クラブを結成し、近隣への防火パレードを行うことで地域の防災意識高揚の役割を担うなど、地域・関連機関と連携する取り組み体制が構築されている。

3. 顧問税理士による月次監査及び決算時の外部監査が実施され、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われている。

法人の規定に基づいた運営に関する事務・経理・取引等のルールを明確にしている。経理規程には、取引等のルール化がなされ、職員は常時に閲覧できるようになっている。園長の権限・責任については、職務分掌に明記されており、入職時や年度初めの研修等で、読み合わせなどを実施し職員への周知に取り組んでいる。適正な経営・運営のために年1回の法人内部監査を受けるとともに、毎月、顧問税理士による月次監査及び決算時の外部監査を受けている。指摘や指導事項は早急に経営改善を行っている。

◇ 改善を求められる点

1. ビジョンを明確にした中・長期計画を策定し、単年度の事業計画に反映することが望まれる。

中・長期的なビジョンについて、園長は子どもと保護者の満足度を高めるために職員の質の向上を優先課題として位置づけている。法人としての中・長期計画を踏まえて経営状況における課題や問題点を明確にし、解決・改善に向けた取り組みと数値目標や具体的な成果等を記載した内容を含め中・長期計画を策定する必要がある。今後はその内容を反映した単年度計画として、具体的な事業内容を数値目標や成果等を明確にした評価を行える内容の策定に取り組むことが望まれる。

2. 子どもの権利擁護を実践するためマニュアル等の整備が望まれる。

保育教諭は、日々の教育・保育において一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い教育・保育に取り組んでいる。子どもの権利擁護は認定こども園としての使命・役割の基本であることから、今後は法人・こども園の理念にもある子どもの権利擁護を具現化するためのマニュアル等を策定し、それに基づく教育・保育の標準化に向けた教育・保育の対応方法について周知・徹底することが望まれる。

3. こども園として必要な記録について整備し、保護者支援に資する取り組みが望まれる。

職員は日々、保護者から様々な相談を受け真摯に対応を行っている。苦情対応記録については定められた体制に則り記録を行っているが、日々の相談内容についても、正確な情報共有と対応した内容の確認のために記録を行う仕組みを整備し、さらなる相談支援の質の向上に向けた取り組みが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価も3回目の受審となりますが、「園の現状を知る」ことを目的とし受審に挑みました。

自己評価を進めていく中で、園の方針や目標を全職員で改めて学び合う良い機会となりました。改善すべき点に対しては、調査員の方より丁寧な説明やアドバイスを頂き、励ま

される気持ちで受審することができました。また、「今やっていることで評価できますよ」と言っていた点も多くあり、全職員の自信に繋がったと思います。

ビジョンを明確にした計画を作成し、各種マニュアルの見直し・更新していく等、PDCAサイクルを大切にしながら、これからも子ども達の健やかな成長のために日々の教育保育と向き合ってまいります。

今後も日々変化していく情勢の中で、様々なニーズに合わせて、保護者の皆様をはじめ、小学校の諸先生方、地域の皆様と支え合い、また、子ども達と共に楽しみながら成長していけるよう努力していきたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評 価 項 目			評価機 関	
Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織				
Ⅰ-1 理念・基本方針				
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		b	
	判 断 基 準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。		
		b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。		
		c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。		
評価機 関	こども園開所の際に、法人理念に基づいた園理念・基本方針・目標を策定した。ホームページや入園のしおり・玄関に掲示している。内容については「たたずまい教育」の考え方を基盤としている。職員に対しては、行動規範として示している。園長は職員会議や研修等で伝達しているが、保護者への周知も加えた教育・保育実践との関連や、具体的な事例などに基づいた説明等の工夫が望まれる。			
Ⅰ-2 経営状況の把握				
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。				
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b	
	判 断 基 準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		
		b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。		
		c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。		
	評価機 関	園長は、市の公私連携こども園園長研修や法人園長会（6園）に参加し、事業経営をとりまく社会福祉の現状について学びを深めている。定員充足についての把握・分析については、転入・転出が減少し、定住化が進んでいる地域の実情を踏まえた課題を明確にしている。入園に繋がる地域の子育て支援の充実のため、園庭開放（月に1回）に取り組んでいる。今後は研修や会議などで収集した情報を検討し、分析することにより事業経営の環境と経営状況に反映することが望まれる。		
	3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		b
		判 断 基 準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
			b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
			c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機 関	理事会や法人内園長会議に参加することにより経営環境・状況の課題を共有している。入園希望児について転入の問い合わせはあるが以前より減少しており、園の運営が最優先課題となっている。法人全体の動向について全体像を把握することにより、今後、組織としての具体的な課題解決に向けた取り組みに期待したい。			

評 価 項 目			評価機 関
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		C
判 断 基 準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
評価機 関	中・長期的なビジョンについて、園長は子どもと保護者の満足度を高めるために、職員の質の向上を優先課題として位置づけている。法人としての中・長期計画を踏まえ経営状況における課題や問題点を明確にし、解決・改善に向けた取り組みと数値目標や具体的な成果等を記載した内容を含め早期の計画策定が望まれる。		
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		C
判 断 基 準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
評価機 関	単年度事業計画には、「挨拶の奨励」「早寝・早起き・朝ごはんの奨励」「たたずまい教育の奨励」「整理整頓の奨励」「夢を持ち、努力できるように」の5項目の運営基本方針が記載されている。中・長期計画を策定し、その内容を反映した単年度計画として事業の数値目標や、具体的な成果等を明確にして評価を行える内容の策定に取り組むことが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判 断 基 準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
評価機 関	次年度計画の策定にあたって、年度末に全体ミーティングで毎年度の振り返りを行い課題などを抽出している。実施した計画の評価や課題などに基づき、次年度計画を策定している。今後は事業計画の実施状況について、職員の参画のもとに年度途中で把握できるような仕組みづくりが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
判 断 基 準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
評 価 機 関	策定した事業計画の内容については、保護者懇談会や保護者面談で文書を配布し説明している。懇談会や進級説明会では、ソフトを活用して文書の内容をわかりやすく構成したプレゼンテーション資料を作成する等、保護者の理解を促す説明方法を工夫している。		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判 断 基 準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評 価 機 関	教育・保育の質の向上に向け、クラス担任や園長、主幹保育教諭・副主幹保育教諭をメンバーとしたクラスミーティングを毎月開催し、組織的に取り組んでいる。自己評価は毎年実施、第三者評価も定期的に受審しており、結果をホームページで公開している。今後は第三者評価や自己評価の結果について分析し、その対応策に向けた計画策定等を組織的に行えるような取り組みが望まれる。		
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
判 断 基 準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評 価 機 関	自己評価の結果については、ホームページでの公表や職員全体ミーティングで資料の配布を通し、課題の共有に取り組んでいる。課題についてはクラスミーティングや各委員会ミーティング等で話し合い、その結果を取りまとめて重点目標とし、毎年度市へ報告している。今後は重点目標を達成するための具体的な取り組みについて、計画の策定と実施、実施後の評価から見直しに向けた仕組みづくりが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
判 断 基 準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
評価機 関	園だよりには、園長の氏名を記載している。法人で作成しているキャリアパスには、園長としての役割と責任・業務・専門知識・能力・取り組み姿勢・研修などについて記載されている。キャリアパスには、主幹保育教諭の業務として園長の補佐、運営・管理が明記されている。園長不在時の権限については、口頭で主幹保育教諭であることを伝えたとともに、園運営の園務分掌には、主幹保育教諭の業務として園長不在時の運営管理が明記されている。		
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
判 断 基 準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
評価機 関	教育・保育理念には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条7項を記載し、運営方針には法9条第1項から第6項の目的を明記している。教育及び保育の基本方針には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に依拠することが明記されている。園長は、その他の遵守すべき法令について情報収集を行い、ファイリングし職員が閲覧できる環境を整備している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		b
判 断 基 準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
評価機 関	教育・保育の質の向上に向けて園長は、適宜クラスに参加する等、現状の把握に取り組んでいる。主幹保育教諭や副主幹保育教諭との意見交換を通して課題を把握し、改善策を検討している。整理した改善策については、可能な限り実現している。毎月の職員会議では、外部の保育参観での気づきや行事の振り返り等報告・指導を行っている。園長の経験や知見に基づいた指導力のさらなる発揮に期待したい。		

評 価 項 目			評価機 関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判 断 基 準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評 価 機 関	園長は、職員に対する意識形成を高めるための工夫として、園の理念や基本方針に基づく、運営の基本指針を5項目提示しその実現に向け、各クラスの教育・保育内容やシフト業務についてマニュアルを策定し、職員が働きやすい環境を整備している。今後は園児数確保等の事業経営の課題について、人事・労務・財務等の分析や組織内の意識形成の取り組みが望まれる。		
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判 断 基 準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評 価 機 関	法人は、4つの保育園と2つのこども園を運営している。法人園長会議が定期的に行われており、人員体制について話し合う場となっている。求人については、各園のホームページ掲載や法人全体での施設ツアー・保育士体験等に取り組んでいる。園独自の人材確保や育成計画については課題となっており、今後の取り組みが望まれる。		
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判 断 基 準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
評 価 機 関	園の「期待する職員像」については、開園当初に策定している。3つのスローガンで構成されており、事業計画に明記している。職員の自己評価を年に1回実施し、その結果をもとに園長による面談を実施している。職員の処遇水準については、法人の就業規則に定められている。今後は処遇改善の必要性等を評価・分析し、具体的にに取り組むことが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
判 断 基 準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評 価 機 関	職員のシフトや年休取得の調整は、主幹保育教諭の担当になっている。職員の年休取得状況等を把握し、必要に応じて取得を促している。園長は年に1回個別面談を実施し、職員の働き方に対する意向等を確認している。子育て世代等のワーク・ライフ・バランスとシフトの調整に配慮している。今後は就業環境の課題について改善策を明確にし、具体的な計画を策定し組織の魅力を高めるための取り組みが望まれる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
判 断 基 準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評 価 機 関	事業計画には、「銘苅こども園職員像」が明記されている。キャリアパスが策定されており、経験年数や役割に応じた目標が示されている。個別面談の際には、自己評価を元に職員個々の目標を設定している。目標の設定は確認しているが、今後は目標項目・水準・期限の適正化と進捗状況の確認、面談のプロセスの明確化が望まれる。		
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
判 断 基 準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評 価 機 関	「銘苅こども園職員像」に基づく研修計画(内部研修)については、園長と主幹保育教諭で策定している。外部研修については職員に周知し、希望者が参加できる環境整備を行っている。基本的には、平日に調整したり、嘔吐処理についての研修は対面での研修を企画した。オンライン研修の受講については事務所内に受講環境を整備している。研修実施後には、受講者の振り返りを行い年度末に内容評価・見直しを行っている。		

評 価 項 目			評価機 関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
判 断 基 準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評 価 機 関	園長は、職員個々の知識や技術水準・資格取得状況等を把握している。年間研修計画において園内研修では、全職員が幼児期の教育保育の重要性を学ぶ場と位置づけている。外部研修では、テーマ別・職種別研修等の受講機会を設けている。クラス担任・主幹保育教諭は新任者や新人に対し、一緒に業務を行う等の機会を持ち指導を行っている。今後はその期間や内容等を具体化した個別的OJTとしての取り組みが望まれる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判 断 基 準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評 価 機 関	実習生の受け入れについては、育成に関する基本姿勢を明文化したマニュアルが整備されている。今年度は、2名の実習生を受け入れた。学校担当者との打合せを元に、主幹保育教諭が担当として受け入れプログラムを策定し、各クラス担当と協働して実施している。今後は指導者となるクラス担当者等に対しての研修の実施が望まれる。		
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判 断 基 準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評 価 機 関	ホームページを活用し、園の理念・基本方針や予算・決算情報等を公開することにより、運営の透明性の確保に取り組んでいる。前回の第三者評価結果については、トップページに掲載、苦情相談対応についてもホームページ上に掲載している。園長は月に1回地域のまちづくり協議会に参加し、園の情報発信等に努めている。チラシを作成しているが、入園希望者への配布に留まっているため、地域の公民館や行事等での配布等の取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判 断 基 準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評 価 機 関	法人の規定に基づいた運営に関する事務・経理・取引等のルールを明確にしている。職員の権限・責任については、職務分掌に明記されており、職員に周知している。適正な経営・運営のために年に1回の法人内部監査と、顧問税理士による毎月の月次監査・決算前の外部監査等を実施している。		
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判 断 基 準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評 価 機 関	地域との関わり方について事業計画で示されており、園庭開放や幼年消防クラブ（地域での防火パレード）等の取り組みに関しても文書化されている。園の掲示板の利用や玄関入り口に支援センター等の資料を置く事で保護者へ地域情報の提供を行っている。毎週火曜日は、園庭解放DAYとし地域の子どもの受け入れを行っているが、別曜日での利用希望、予約無しでの見学希望者の対応を行うなど、子どもと保護者の個別ニーズに応じて柔軟に対応している。		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
判 断 基 準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評 価 機 関	ボランティア受入規程にボランティア受入れに関する基本姿勢が明記され、受け入れ時期には園ホームページでも募集について確認ができるようにしている。今年度は専門学校等から学生ボランティアの受け入れを行っており、担当者として主幹保育教諭を配置し、個人情報の遵守や、子どもとの交流を図る視点等について必要な支援を事前に行っている。		

評 価 項 目			評価機 関
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		b
判 断 基 準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
評 価 機 関	地域の関係機関・団体についての社会資源の資料を作成し、必要時に保護者へ情報提供ができるようにしている。まちづくり協議会へは園長が参加、小学校や保育園との連絡会へは主幹保育教諭が参加し、職員に対しては職員会議で情報の共有を行っている。地域の関係機関・団体の共通課題への取り組みや地域のネットワーク化については、今後仕組みを構築するなど具体的な取り組みが望まれる。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。		b
判 断 基 準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
評 価 機 関	園長がまちづくり協議会へ参加し地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努め、職員間へも共有を行っている。一時預かり事業を子育て応援DAYと組み合わせながら開催し、地域の子育て世帯への相談に応じる機能を有している。青少協まつり、はごろも祭り等地域行事への参加や敷地内小学校図書館、近隣美術館等の地域施設の活用はあるが、民生委員・児童委員等との連携を持つことで地域の具体的なニーズや生活課題等の把握が望まれる。		
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判 断 基 準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
評 価 機 関	地域子育て支援活動として子育て応援DAYを設け、子育て世帯の相談の場を提供することについて計画に明記されている。地域の青少協祭りや、はごろも祭りの参加を通じて地域との関わりを持つことについても積極的に行っている。地域の防災対策については、安全点検年間計画に基づき、敷地内小学校と避難経路等の確認を協力して行う等連携を取っており、災害時には地域の避難場所としての機能を備えている。地域の福祉ニーズ把握の方法についてはより具体的な仕組み作りが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判 断 基 準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
評価 機 関	子どもを尊重した教育・保育については、教育及び保育の内容に関する全体的な計画に明示され、入園のしおりを通し保護者へも示されている。園の職員研修で子どもの基本的人権について勉強会を行い職員の学びを深めている。子どもがお互いを尊重する心を育てるための取り組みとして、毎月1日を「思いやりの日」とし、相手を思いやる内容の絵本の読み聞かせを行ったり、言葉遣いなどを再確認する日を設けている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について定期的な状況の把握や評価の方法については具体的対応が望まれる。		
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		c
判 断 基 準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
評価 機 関	プライバシー保護規程が整備されており、職員への研修によりその理解が図られている。身体測定時、着替え時には、クラス出入口はカーテンをおろし対応を行っているが、通路側から確認した場合に対策が不十分なところもみられる。子ども同士のプライバシー保護について、着替え時は衝立を利用するなどの配慮が望まれる。またプライバシー保護と個人情報保護との整理を行い、規程やマニュアルについて見直し職員への周知・理解を図ることに加え、子どもへ周知する取り組みも望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		b
判 断 基 準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
評価 機 関	こども園要覧や入園のしおり、進級説明会資料は、図や絵を使用しながら分かりやすい言葉遣いで記載されている。資料等の見直しは年1回行い、適切な内容での情報提供になっているか確認を実施している。利用希望者に対しても随時、見学や説明を行い質問にも個別に対応しているが、今後はこども園の資料を公共施設等に置くことで、こども園の基本方針や基本方針、教育・保育の内容をさらに多くの人が入手できるようになる取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価機 関
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		a
判 断 基 準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行って いるが、十分ではない。	
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行って いない。	
評 価 機 関	教育・保育開始時及び教育・保育変更時には、重要事項説明書と入園のしおり、進級説明会 資料にて保護者へ説明を行い書面にて同意を得ている。年間行事計画や災害時の対応の記載 があり、用意が必要な保育用品については、下線や必要な時期の表記をする事で保護者が分 かりやすいよう工夫されている。特に配慮が必要な保護者への説明については、職員会議で配 慮事項の共有を行い個別的な対応を行う仕組みとなっている。		
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判 断 基 準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評 価 機 関	教育・保育の継続性に配慮し、転園・卒園時は児童要録を作成し転園先へ送付している。卒園 後は敷地内の小学校への進級が多く、相談・問い合わせがある場合に、いつでも相談ができ るよう保護者へ声かけを行っている。転園や卒園後の相談方法・窓口担当者については、文書 を作成し、より分かりやすく周知していくことが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判 断 基 準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行って いる。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が 十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評 価 機 関	年1回の利用者アンケートや各行事後のアンケート、年2回の個人面談を実施し利用者満足の 調査が定期的に行われている。保護者総会には園長または主幹保育教諭が参加して、保護者 からの意見の収集に努め職員会議で検討する仕組みがある。例えば夜まで実施していた夕涼 み会について、子どもがお腹を空かせてしまうという意見から午前中の時間から実施し検討して みる等、保護者からの意見に対して具体的な改善の為の取り組みを行っている。		

評 価 項 目		評価機 関
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判 断 基 準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
評価機 関	苦情解決の体制として、園長が責任者、主幹保育教諭が受付担当者となっているほか、第三者委員2名が選出されており、園玄関入り口に、苦情解決に関する情報も掲示されている。意見箱の設置についても、事務所入り口から玄関正面へ移動し、保護者が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。今年度の送迎時の路上駐車についての意見に対し、園だよりで保護者へ対応のフィードバックを行い、苦情受付簿、経過記録簿にて記録し保管している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判 断 基 準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
評価機 関	面談希望者に対して年に1回個人面談を行うほか、いつでも相談ができることについて園だよりにて周知している。担任以外にも相談ができるよう、登降園時の玄関当番の職員が保護者へ声かけをし、相談がしやすい環境づくりを意識的に行っている。事務所奥の部屋を相談室とし、落ち着いて意見が述べやすいスペースの確保にも配慮している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判 断 基 準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
評価機 関	保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう、登降園時の玄関当番の職員が声をかけ、話のきっかけを作る等の配慮を行っている。入園のしおりや園だよりには、いつでも相談・意見を受け付けているとの記載があり、意見箱、電話、連絡帳等の方法を用意し積極的に保護者の意見を把握する取り組みを行っている。相談内容や意見については、プライバシーに配慮しながらも把握した内容の記録を残し職員間で共有する仕組みづくりが望まれる。	

評価項目			評価機関
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
評価機関	安全計画を策定し、学校安全管理責任者を園長としている。安全に係る役割分担を「予防」と「命を守る」に分け、責任者と内容を明確にしている。安全管理マニュアルや安全点検簿が整備され、安全点検簿の内容検討、安全点検、防災点検は毎月実施されている。事故記録簿にてヒヤリハット等について記録を残し職員間で共有しているが、発生要因や改善策・再発防止策についても職員参画の元で具体的に検討する取り組みが望まれる。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
評価機関	園長を責任者とした危機管理マニュアルが作成されており、主幹保育教諭を中心に、嘔吐物の適切な処理についての研修や感染症予防についての勉強会を開催している。また、感染症が発生した際には、園玄関前に掲示したり、ICT業務支援システムにて保護者への情報提供を行っている。園のおしりには、主な感染症、登園の目安が記載されているが、手洗いやうがい等の予防対策についても子どもに分かりやすく掲示するなど工夫が期待される。		
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
評価機関	危機管理マニュアルが作成され、いつでも確認ができるよう各個人に配布されている。各クラスに避難経路が掲示され、防災頭巾、非常持ち出し袋が用意されている。食料や備品類については、備品専用の倉庫を設け、備品リストにて管理し定期的に見直しが行われている。近隣の消防署、警察の協力の元、不審者対策の助言や、避難訓練への指導を受けたり、幼年消防クラブを結成し近隣の防火パレードを行うなどの関連機関との連携体制が整っている。		

評価項目			評価機関
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。		b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	教育・保育に関する標準的な実施方法についてのマニュアル類が整備され、職員一人一人が随時確認ができるよう配布されている。入園のしおりには子どもの尊重について園の方針が記載されている。教育・保育実践が画一的なものにならないように子どもの状況を把握し、必要時には職員会議で話し合いを行い、臨機応変に対応している。標準的な実施方法にもとづく教育・保育の実施に関しては、園長・主幹保育教諭を中心に職員へ声かけで確認を行っているが、具体的な確認方法についてさらなる仕組みの構築が望まれる。また必要なマニュアル類の追加整備についても職員間で検討していくことが望まれる。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しについては、年度末の保護者アンケートでの意見等を参考にして行っている。感染症対策での玩具の消毒方法の変更や情勢に合わせた食育についての工夫を行う等、マニュアルの適宜見直しが行えている。今後は、各マニュアルの定期的な見直しの仕組み構築と必要に応じた指導計画への反映が望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	月案、週案などは各クラス担当が作成し、ICT業務支援システムを利用し園長が責任者として、主幹保育教諭、副主幹保育教諭が確認できる仕組みが構築されている。入園前の個人面談や、進級時面談では園統一の様式を利用し、家庭の様子、健康状態等を個別計画に反映できるようアセスメントを実施している。アセスメントの方法については、園内研修でアセスメント研修を行ったり経験のある職員が同席し、OJTでアセスメント手法を学んでいき、職員によって差が無いようアセスメント手法の統一化が図られている。		

評 価 項 目			評価機 関
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		b
判 断 基 準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
評価機 関	指導計画については、園長・主幹保育教諭の指導のもと評価・見直しを行い、年度末に評価した結果を次年度の指導計画へ生かしている。子どもの意見や他の理由により計画を変更する必要がある場合には、園長及び主幹保育教諭が確認を行った上で実施し、職員間で共有・周知する仕組みが構築されている。今後は指導計画の評価・見直しにおいて、教育・保育の質の向上に関わる課題等を明確にする仕組みづくりが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
判 断 基 準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
評価機 関	こども園では、子どもの記録について統一した様式を使用し、書き方については職員によって差異が生じないよう、園長、主幹保育教諭、経験の長い職員の指導・助言を行う体制がある。各クラスにパソコン1台、登降園時の玄関担当職員はタブレットを活用し、コンピュータネットワーク上で連絡事項を共有できる仕組みがあり、子どもに関する引継ぎ事項や急な連絡事項についても職員間で随時共有できる体制となっている。		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		
判 断 基 準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
評価機 関	子どもに関する記録の管理については、記録管理の責任者を園長とし個人情報保護規程を定め、個人情報秘密保持、目的外利用の禁止等について記載している。保護者へは入園時に重要事項説明書で個人情報保護について説明を行い、書面にて同意を得ている。入職時、職員に対して個人情報保護の取り扱いについて教育を行い、職員研修等でも内容について理解を深めている。		

評 価 項 目		評価機 関
内 容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育	
	A-1-(1) 子どもの権利擁護	
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 b
	判 断 基 準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
	評 価 機 関	こども園では、毎朝のミーティングで、園児の様子確認と情報の共有を行っている。支援の必要な園児に対する姿勢に関しては会議の中で話し合い、職員全体で対応するように取り組んでいる。マスコミ等の報道で園児への虐待や、不適切な保育などが話題になった時は、会議で園児への接し方について振り返りを行っている。今後は子どもの権利擁護についてのマニュアルを整備し、職員への周知を行い、教育・保育の振り返りを行うことが望まれる。
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成		
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。 a
	判 断 基 準	a 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。
		b 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。
		c 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。
	評 価 機 関	全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領等の趣旨をとらえており、こども園の理念、教育方針、保育目標に沿って作成されており、園の教育・保育方針をもとに地域の実態に沿った状況を活用し園児の発達に応じた計画を見通して作成されている。クラスの保育教諭は指導計画を定期的に振り返りながら全体的な計画の確認を定期的に行っている。
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開		
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 a
	判 断 基 準	a 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	評 価 機 関	園児が心地よく過ごせるように、保育教諭は室内の温度調整や換気に気を配り、ゆったり過ごせるよう環境整備を行っている。夏場は、虫よけ対策に取り組んでいる。園児がくつろげる小部屋があり、ソファで横になったり、居心地がよく落ち着ける場所が確保されている。高さのある便器には、園児が安心してトイレが使用しやすいように足を乗せる踏み台を置くなど工夫している。暑い夏場の外遊びや活動で汗をかいた時には、シャワーを日課に取り入れるなど衛生面にも重点的に配慮し取り組んでいる。

評 価 項 目			評価機 関
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。
	評価機関	保育教諭は、一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、園児が安心して自分の気持ちを表現できるように対応している。自分の気持ちをうまく伝えられない園児には、気持ちを読み取りながらもタイミングを見計らい個別に対応している。トイレを怖がる園児には一緒について行き、見守りながら支援している。トイレトレーニングでも個人差を考慮し、焦らずに保護者と連携をとりながら進めている。会議で職員同士、園児へ投げかける言葉について話し合い、おだやかに話しかけ対応するよう心がけている。	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
	評価機関	園児の基本的な生活習慣の習得にあたっては、一人ひとりの発達を理解し、丁寧に個別対応しながら自分からやってみようとする気持ちを尊重している。黒板に一日のスケジュールが分かるようにカードを掲示し、園児が次の活動を理解しやすいように工夫している。午前中に身体を使って活発な活動が多い日は、午後は室内でゆっくり過ごせる遊びを心がけ、一日のバランスを考慮している。生活習慣の自立について絵本を用いて園児に読み聞かせを行い、年長児には「次はどうしたらいいかな」と声をかけ、園児自身が考えて活動できるように工夫している。	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。
	評価機関	戸外は自然豊かで季節の移り変わりを全身で感じられる環境であり、園児が自ら遊びたい気持ちや思いを大切に見守りつつ関わっている。遊具室では運動遊びが楽しめるようマットや跳び箱が設置されており、挑戦する意欲を育てる活動を取り入れている。苦手な園児には無理強いないで、本人がやりたくなるよう見守りつつ支援している。園の特徴である和太鼓では年齢ごとに表現活動が楽しめるように工夫され、年長組の技術の高い姿に年少・年中組は憧れの意識を強く持つようになり、園児が主体的にやってみたいと思える環境作りに取り組んでいる。	

評 価 項 目			評価機 関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	対象児童が在籍しないため該当せず	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	対象児童が在籍しないため該当せず	
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳児では、園生活が楽しく過ごせるように興味のある玩具を整え、保育教諭と信頼関係を築きながら基本的生活習慣の自立に取り組んでいる。4歳児では一人遊びが多かったのが、友達と協同して遊びが広がるように働きかけ、誰とでも遊べるように支援している。「活動シート」を利用して目標達成したらシールが増えていく表を壁に掲示し、挑戦する意欲を育てている。5歳児の発表会では、園生活で積み上げてきた和太鼓の表現活動が集大成として披露されている。ミュージカルでは園児たちが配役を決め、主体的に音楽を流して仕上げていき発表会へと繋げていけるよう取り組んでいる。	

評 価 項 目			評価機 関
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	評価機関	障害のある園児の園生活がスムーズに送れるようにエレベーターが設置され、トイレや保育室は段差がなく移動しやすいように整備されている。障害のある園児の個別の指導計画が作成されており、特性に応じた指導・援助を実施、園の行事にもクラスの一員として積極的に参加させている。児童発達支援事業所を利用している園児はモニタリング会議を定期的に行い、情報の共有を行っている。巡回指導の際には、指定の書類への記載を保護者へ依頼、確認及び了解を得て互いの共通理解を図っている。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	評価機関	保護者の迎えが遅くなった場合、教育・保育室で園児がゆったりくつろいだり、また年齢の違う園児同士の自由な交流ができるように、園児の意見を取り入れながらゆとりのある過ごし方に配慮している。ソファの部屋では、日中も園児が自由に休息が取れるようにしている。担任と延長保育担当者との申し送りはタブレットのメモ機能を利用し、確実に朝確認できる方法を取り入れている。3歳児クラスの指導計画には長期休暇の園児への配慮等が記載され、予想される園児の支援に取り組んでいる。今後は4歳・5歳児クラスにおいても、長期休暇後の配慮等について教育・保育計画へ記載する取り組みに期待したい。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
	評価機関	小学校の就学を見通した架け橋プログラムが作成され、年間を通して具体的に教育・保育活動で身につけておきたい姿として取り組んでいる。就学先の小学校と保幼小連携会議に参加し、情報を共有している。保育教諭が入学説明会のスタッフとして参加し情報を収集し、不安のある保護者に家庭でも就学を意識した生活が送れるように丁寧な説明を行っている。	

評 価 項 目			評価機 関
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	a
	判 断 基 準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	評価 機 関	健康に関するマニュアルがあり、年間保健計画を作成し、日々の園児の健康管理に取り組んでいる。既往症や予防接種状況については、入園時の面談や児童票等の情報により確認している。園の健康に関する方針や取り組みについては、入園の説明会や入園のしおりで説明している。SIDSについて保育教諭は知識を習得し、年少クラスの昼寝では教育・保育室を暗くせず就寝中の園児を目視する安全管理に取り組んでいる。保護者へはSIDSについて注意喚起を促すポスターを掲示し、周知を図っている。	
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判 断 基 準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	評価 機 関	健康診断・歯科検診を定期的に行い、結果について職員が把握できるように健康診断書ファイルを作成している。健康診断では問診票を保護者に記入してもらい、検診の結果を保護者に知らせている。治療が必要とされる場合には、早めの受診を勧めている。園では保護者から了承を得た園児に対し、歯磨き後にフッ化物洗口を実施している。保育教諭は磨き方の大切さを絵本で読み聞かせ、健康な体づくりにつながるよう取り組んでいる。	
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判 断 基 準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	評価 機 関	アレルギー疾患のある園児の情報について、保護者から入園前の面接で詳しく聞き取りを行っている。食物アレルギーのある園児は、医師の指示書をもとに職員間の情報共有を図り、家庭との連携に取り組んでいる。除去食等についてクラスに一覧表が掲示され、給食はトレーに個別に準備されている。食物アレルギー緊急対応マニュアルが作成されており、配膳の際はアレルギー食の確認を行っている。アレルギー疾患、慢性疾患のある園児について他の園児や保護者へ理解を図る取り組みとしては、入園の説明会でアレルギー関係食品等の注意やお知らせを行い、お菓子の持ち込みを禁止するなど協力を得ている。アレルギー疾患等についての研修に参加した職員は、園内研修として会議等で報告する等の周知に取り組んでいる。	

評 価 項 目			評価機 関
A-2-(4) 食 事			
A⑱	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
判 断 基 準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
評 価 機 関	食育計画を作成し、指導計画に位置づけている。食について関心を深めるための取り組みとして、園長が園内放送で食材の紹介や、食前の言葉を毎食時に感謝の気持ちを込めて唱和したり、食事中に音楽をかける等により雰囲気づくりを工夫している。個人差や体調に応じ、食事量の調節や調理の形状を変えるなど対応している。保育教諭は個人面談等で苦手な食材について情報収集し、無理強いせず園児に栄養について説明している。また、おかわりを希望する園児には時計を使って時間配分を説明している。食に対する関心が深まるように野菜を育てたり、収穫してクッキングの材料にしたりと楽しんでいる。年長クラスでは、配膳を当番活動に取り入れ就学前の意識づけに繋げている。		
A⑲	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b
判 断 基 準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
評 価 機 関	園児の食べる量や好みを入園前の個別面談等で情報を収集し、苦手な食材は無理強いせずに量を調整する等、完食した満足感を持てるように援助している。給食会議を月1回開催し、食の状況を詳細に報告し合い、園児たちが食べやすい素材の形状、献立・調理の工夫に取り組んでいる。行事食を取り入れ、ひな祭りのちらし寿司など季節感のある献立となるよう工夫されている。デザートでは季節の果物を準備するなど、園児の楽しみとなっている。県外出身の保護者・園児には沖縄のおやつなどを提供することで好評を得ている。今後は、散歩等で挨拶を交わしている調理員の方々と食を通して交流する等の取り組みが望まれる。		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑳	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		b
判 断 基 準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
評 価 機 関	保護者との連絡は、登降園時において一日の様子や家庭の様子などの情報交換に取り組んでいる。連絡帳の必要な家庭には、個別で対応を行っている。保護者とは園児の成長を日々の活動や行事等で共有している。今年の保育参観は保護者の自由な時間での参観としたが、例年より参加者が少ないため、来年度は従来のような実施方法へ変更を検討している。土曜保育の利用は、保護者の事情に配慮して受け入れを行っている。今後は保護者の相談内容について、職員間で情報を共有できる記録として整備することが望まれる。		

評 価 項 目				評価機 関
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援				
A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。			b
判 断 基 準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
評 価 機 関	子育て応援DAYとして、地域の子育て家庭へ園庭利用や同じ年齢のクラスに保育体験する場を設け、市のホームページで告知及び予約を募っている。子育て相談等は、子育て支援員が対応し相談内容に応じて園長や主幹保育教諭の助言を受ける体制ができている。今後は地域のニーズを把握し、立地条件の特性を活かした地域子育て支援への取り組みが望まれる。			
A⑲	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。			a
判 断 基 準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
評 価 機 関	不適切な養育(虐待)等を見逃さないために、園児の心身の状態や家庭生活などについて面談で聞き取りを行い、日々の視診の際に衣服や体のチェックをマニュアル通り行っている。保護者の状態を職員間で情報共有し、園児の衣服の汚れ等が気になる際にはシャワーに入れたり、早めの対応を心がけている。職員研修ではマニュアルに沿った対応について研修会を行っている。不適切な養育がみられた場合には記録を残し、関係機関に繋げられるように配慮している。			
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等				
A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。			b
判 断 基 準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
評 価 機 関	こども園では、日々の教育・保育の中で声のトーンを落とし、園児を呼称する際に「〇〇さん」と意識し呼んでいる。日々の教育・保育の中で、保育教諭の言葉遣いがきつくなる際には会議で振り返りを行い、職員の意識改革に取り組んでいる。クラスの職員配置は複数体制とし、不適切な関わりの防止策の一つとしている。今後は不適切な関わりに関する届出や通告制度についてのマニュアル等を整備し、研修会で職員へ周知・徹底する取り組みが望まれる。			